

## 【課題6】タブレット端末等の利用範囲の拡大について

### 1 趣旨

予算・決算特別委員会における委員のタブレット端末の持込み及び傍聴議員のパソコンの使用について、これまで試行的に行っていたが、審議の効率化等を図るため、その利用範囲を拡大し、本格実施とする。

### 2 持込みを認める機器

タブレット型端末、ノートパソコン、スマートフォン、電子辞書

### 3 持込みを認める委員会等

#### (1) 持込みを認める委員会

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(予算・決算特別委員会含む)、各派交渉会、広報委員会、正副常任委員長会 等

#### (2) 使用を認める場所

ア 委員 : 委員席、発言者席

イ 傍聴議員 : 傍聴議員席

ウ 理事者 : 理事者席

#### 【主な意見】

- ・ 理事者にも議員と同じように持込みを認めないと、議員からの質問に対して資料等を確認できないのではないか。

### 4 用途

次の用途に限り、使用を認める。

委員会質疑の速記録の作成、委員会審査に必要な資料・情報の閲覧、用語検索

### 5 留意点

#### (1) 通話機能、録音機能及び録画機能、情報発信機能は使用しない。

#### 【主な意見】

- ・ タブレット端末等を審議の参考に使ってもいいかという議論であるから、外部に発信するなどということは考えていない。

#### (2) 使用に際して、議事の妨げとならないよう、操作音が出ないようにする。

#### (3) 議事の妨げとなる場合は、委員長等は使用を中止させることができる。

#### (4) 電源は特定の場所しかないので、バッテリーによる使用とする。

### 6 その他

#### (1) ウェブ閲覧等の通信環境については、当面、委員自ら対応する。

#### (2) 「委員会資料等のペーパーレス化」については、引き続き、議会改革検討委員会において協議する。(P33【課題10】)

#### (3) タブレット端末等の持込みにあたり、会議規則等の改正は行わない。

### 7 実施状況

平成26年第2回定例会から、上記のとおり実施することとなった。